

研究活動の不正行為への対応 に関する指針(案)について

- 研究活動の不正行為への対応の指針について(概要)……………P 1
- 『研究活動の不正行為への対応に関する指針(案)』
 に対して寄せられたご意見について……………P 2
- 研究活動の不正行為への対応に関する指針(案)……………P 3

(参考資料)

- 研究上の不正に関する適切な対応について
 〔平成18年2月28日総合科学技術会議〕……………P20

研究活動の不正行為への対応の指針について（概要）

I. 経緯及び目的

平成18年2月28日『「研究上の不正に関する適切な対応について」に関する意見』（総合科学技術会議）に基づき、厚生労働省並びに所管の研究機関及び資金配分機関における研究活動の不正行為への対応について示すもの。

II. 対象となる不正行為

厚生労働省の競争的資金等（厚生労働科学研究費補助金等）による研究成果におけるデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用が対象。

III. 対応に関する概要

1. 告発から調査まで

- (1) 研究機関及び資金配分機関（厚生労働省を含む）は不正に関する告発の受付窓口を設置。
- (2) 原則として被告発者が所属する研究機関が調査機関となる。
- (3) 調査機関は、告発内容の予備調査により本調査が必要と判断した場合は、調査機関に属さない者を含む調査委員会を設置し、委員会は各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請等により本調査を実施。
- (4) 被告発者に対しては、弁明及び調査内容の不服申立ての機会を与える。

2. 調査の結果不正行為と認定された場合の措置

- (1) 厚生労働省に措置を検討する委員会を設置して、研究上の不正の被認定者に対する措置を検討。 資金配分機関は委員会の検討結果に基づき措置。
- (2) 研究機関は、被認定者について内部規定に基づき適切な対処を行う。

3. 措置の対象者

- (1) 不正行為に関与したと認定された者。
- (2) 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

4. 措置の内容

- (1) 競争的資金等の打ち切り、競争的資金等の返還、応募中の課題の不採択等。
- (2) 厚生労働省所管の全ての競争的資金等の応募等を制限。
 - 制限期間は不正行為の重大性等に応じて措置を検討する委員会が決定
 - ・ 3. 措置の対象者の（1）の該当者・・・認定年度の翌年度以降2～10年
 - ・ 3. 措置の対象者の（2）の該当者・・・認定年度の翌年度以降1～3年

IV. 今後の予定

平成19年3月中に平成19年度の厚生労働科学研究費補助金取扱規程等に反映。